



第3次

新型コロナウイルスの影響を受ける町内中小企業者等に対して、経営安定および事業の継続を支援するために支援金を給付いたします！

三種町 中小企業等事業継続支援金

1事業者
あたり

20万円 給付



◆対象者◆

令和3年1月1日において、町内に住所を有する個人事業者、または町内に事業所がある法人

(農林漁業、医業を除く)

新型コロナウイルス感染症拡大により売上げが20%以上減少し、次に該当する方が対象です。

対象事業者

- 令和元年12月までに創業した事業者であること。
 - 令和2年9月から令和3年3月の間におけるいずれかに、月の売上げが前年同月と比較し、20%以上減少していること。
ただし、令和3年2月から3月においては、前々年同月との比較も可とする。
※確定申告(白色)や町民税申告書の場合で、前年同月の売上げ不明な場合は、年収を12で割った数値との比較でも可。
(令和元年10月以降に創業した事業者はご相談ください)
 - 今後も事業を継続して行う意思があること。
 - 町税等に滞納がないこと。(新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、徴収が猶予されているもの等は除く)
 - 三種町暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員が経営等に関与していないこと。
- ※第1次及び第2次の支援金の給付を受けた方も対象です。

支援内容

1事業者あたり20万円

- 複数店舗を営業している場合であっても1事業者として扱います。
- 1事業者1回限り。
- 支援金は事業全般に幅広く使える資金としての給付であり、資金の用途や領収書等の報告は必要ありません。

受付期間 令和3年4月15日(木)~6月30日(水)

原則、郵送による申請をお願いします。

郵送が困難で持参される場合は、商工観光交流課・琴丘支所・山本支所の専用BOXへ投函ください。

お問い合わせ：商工観光交流課 85-4830

三種町中小企業等事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症拡大により、事業への影響を受ける町内中小企業者に対して、経営の安定および事業の継続を支援するため支援金を給付いたします。

対象者は、令和3年1月1日において、町内に住所を有する個人事業者、または町内に事業所がある法人

※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等(農林漁業、医業を除く)

※個人事業者の場合、税務署に開業届を提出していること

申請手続きについて

感染症拡大防止の観点から、原則、郵送による申請になります。

◆受付期間

令和3年4月15日(木)から6月30日(水)まで
※当日消印有効

◆送付先

〒018-2401 三種町鶉川字岩谷子8
商工観光交流課 宛

◆書類設置場所

町ホームページで取得できる他、次の場所で配布します。
三種町役場、琴丘支所、山本支所、三種町商工会

◎申請から給付まで、おおむね2週間程度で指定口座へ振り込まれます。
(現金での給付はできません。)

- ・必要書類は別表を参照してください。
- ・円滑な交付のため、書類の不備が無いようご協力をお願いします。
- ・交付決定の後、交付決定通知を発送します。不交付となった場合、その理由を付して通知します。

その他、不明な点は商工観光交流課までお問い合わせください。

85-4830

